

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- 長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正
  - ・車両制限令に基づく道路の指定
  - ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名  
 文化振興・世界遺産課  
 道路維持課  
 警察本部会計課

### ◎ 公 告

- ・土地改良区の定款変更の認可
- ・土地改良区の役員の就退任
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（2件）
- ・一般競争入札の実施

農 村 整 備 課  
 ”  
 砂 防 課  
 警察本部会計課

### ◎ 雑 報

- ・一般競争入札の実施

長崎県公立大学法人

## 告 示

### 長崎県告示第361号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年5月24日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 文化振興・世界遺産課関係						別表（第2条関係） 文化振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～3 略						1～3 略				
4	構成資産調査等事業補助金	世界遺産の構成資産についての調査等事業を支援することにより、保存管理を推進する。	世界遺産の構成資産について、市町が実施する調査等事業に要する経費	2分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とす	市町						

5	世界遺産保存・活用等整備事業補助金	世界遺産の構成資産の保存及び活用を支援する。	世界遺産の構成資産の国又は県指定の有形文化財の建造物に係る市町、管理団体又は所有者が行う保存・活用等整備に要する経費であって、次に掲げるもの (1) 保存活用事業 長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）別表5学芸文化課関係の表に規定する有形文化財保存整備事業による対象経費 (2) 公開活用事業 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第35条第1項、第172条第5項及び第174条第3項の規定に基づく公開活用事業で、「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項」による対象経費のうち、別に定める基準により算定する経費	る。 (1) 補助対象経費の12分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。 (2) 補助対象経費から国庫補助額を減じた額の2分の2以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限	(1) 管理団体及び所有者 (2) 市町、管理団体及び所有者
---	-------------------	------------------------	---	---	-----------------------------------

とす  
る。

世界遺産課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	構成資産調査等事業補助金	世界遺産の構成資産についての調査等事業を支援することにより、保存管理を推進する。	世界遺産の構成資産について、市町が実施する調査等事業に要する経費	2分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。	市町
2	世界遺産保存・活用等整備事業補助金	世界遺産の構成資産の保存及び活用を支援する。	世界遺産の構成資産の国又は県指定の有形文化財の建造物に係る市町、管理団体又は所有者が行う保存・活用等整備に要する経費であって、次に掲げるもの (1) 保存活用事業 長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）別表5学芸文化課関係の表に規定する有形文化財保存整備事業による対象経費 (2) 公開活用事業 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第35条第1項、第172条第5項及び第174条第3項の規定に基	(1) 補助対象経費の12分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。 (2) 補助対象経費から国庫補助額を減じた額の	(1) 管理団体及び所有者  (2) 市町、管理団体及び所有者

			づく公開活用事業で、「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項」による対象経費のうち、別に定める基準により算定する経費	5分の2以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。	
3	世界遺産整備活用事業補助金	世界遺産の構成資産の整備及び活用を支援する。	世界遺産の構成資産の保護を担う集落等が活性化するための事業に要する経費	2分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。	市町

観光振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県コンベンション開催助成事業補助金	県内で開催されるコンベンションに対しその開催に要する費用の一部を、市町等を通じて助成することにより、コンベンション誘致を促進し、観光振興及び地域の活性化を図る。	県内を会場とし、各種協会、団体、学会等が主体となって開催するコンベンションであって、大会の規模が九州大会又はこれに準ずる規模以上のコンベンション開催に要する経費。ただし、知事が別に定める基準を満たす場合に限る。	予算の範囲内において知事が別に定める基準による。	略
2～5 略				

観光振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県コンベンション開催助成事業補助金	市町又はコンベンション協会等が行うコンベンションの開催を支援し、本県の観光振興及び地域の活性化等を図る。	県内を会場とし、各種協会、団体、学会等が主体となって開催するコンベンションであって、大会の規模が九州大会又はこれに準ずる規模以上のコンベンション開催に要する経費。ただし、知事が別に定める基準を満たす場合に限る。	知事が別に定める基準額に2分の1を乗じて得た額と補助対象者がコンベンション等の開催費用を助成する場合のその額に2分の1を乗じて得た額のうち、いずれか低い額以内とする。	略
2～5 略				
6 長崎県宿泊施設感染拡大防	宿泊事業者が取り組む新型コロナウイルス	補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する経費	予算の範囲内において知事	県内宿泊事業者

止策等 支援事 業費補 助金	イルス感 染拡大防 止策等を 支援する ことによ り、受入 態勢の整 備・強化 を図る。	(1) 感染症対 策に資する 物品の購入等 に要する経費 (2) 前向き投資 に要する経費	が別に 定める 基準に よる。
-------------------------	--	--	--------------------------

国際観光振興室関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 略				
2 長崎県 国際定 期航空 路線安 定運航 支援事 業費補 助金	長崎空港 発着の国 際定期便 の安定的 運航に資 する。	国際定期便（ソ ウル線、上海 線、香港線及 び台北線に限 る。）の長崎空 港における着陸 料及び航行援助 施設利用料に対 する助成に要す る経費	略	
3及び4 略				

物産ブランド推進課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～3 略				

国際課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 海外県 人会運 営費補 助金	海外県人 会の活動 を支援す ること により、各 県人会活 動の活性 化及び本 県との交 流促進を 図る。	海外県人会の活 動の支援に要す る経費	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	各南米 県人会
2 公益財 団法人 長崎県 国際交 流協会	公益財団 法人長崎 県国際交 流協会の 事業を支	補助対象者が実 施する次に掲げ る事業に要する 経費のうち必要 と認めるもの	略	

国際観光振興室関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 略				
2 長崎県 国際定 期航空 路線安 定運航 支援事 業費補 助金	長崎空港 発着の国 際定期便 の安定的 運航に資 する。	国際定期便（ソ ウル線、上海 線、香港線及 び台湾線に限 る。）の長崎空 港における着陸 料及び航行援助 施設利用料に対 する助成に要す る経費	略	
3及び4 略				

物産ブランド推進課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～3 略				
4 長崎県 飲食店 応援 キャンペーン 支援事 業補助 金	長崎県飲 食店の支 援並びに 県産品PR 、消費の 喚起及び 販売の拡 大を図る 。	長崎県内飲食店 の支援及び県産 品の販売の促進 （食事券発行 Webサイト等 を利用したキャン ペーンの実施） に要する経費	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	食事券 発行 Webサ イト等 運営事 業者

国際課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 海外県 人会運 営費補 助金	海外県人 会の活動 を支援す ること により、各 県人会活 動の活性 化及び本 県との交 流促進を 図る。	海外県人会の活 動の支援に要す る経費	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	（公財） 長崎 県国際 交流協 会
2 公益財 団法人 長崎県 国際交 流協会	公益財団 法人長崎 県国際交 流協会の 事業を支	補助対象者が実 施する次に掲げ る事業に要する 経費のうち必要 と認めるもの	略	

事業費補助金	援することにより、本県の国際化の促進を図る。	(1)及び(2) 略 (3)及び(4) 略			
3～9 略					
10	東アジア相互交流促進事業補助金	民間団体等が行う日中韓交流事業に対し支援を行うことにより、本県をゲートウェイとする人の流れの活性化を図る。	補助対象者が実施する日中韓交流事業に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	公益財団法人長崎県国際交流協会
スポーツ振興課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～3 略					
4	総合型地域スポーツクラブの質的向上補助金	中間支援組織の整備、登録・認証制度の運用及び総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けた支援を担う中間支援組織を整備し、登録・認証制度の運用等を通じて、総合型地域スポーツクラブの質的充実を図ることを目的とする。	予算の範囲内で知事が定める額	公益財団法人長崎県スポーツ協会	
スポーツ振興課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～3 略					
4	長崎県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金	県内のホストタウン及び事前キャンプ地が実施する外国人選手等の受入れに係る新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費		予算の範囲内で知事が定める額	県内のホストタウン及び事前キャンプ地

長崎県告示第362号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和4年5月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般県道 諫早外環状線	諫早市小豆崎町1824番1地先から 諫早市船越町645番1地先まで
一般県道 田結久山線	諫早市久山町1054番8地先から 諫早市久山町1271番2地先まで
主要地方道 有喜本諫早停車場線	諫早市鷺崎町292番4地先から 諫早市幸町632番6地先まで

2. 指定する期日 令和4年6月1日

### 長崎県告示第363号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年5月24日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 特定役務の種類

特定役務の種類は、次のとおりとする。

警察用船舶「ひらど」船舶定期検査等整備

#### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しないものとする。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

#### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

##### (1) 申請の時期

この告示の日から令和4年6月7日までとする。

##### (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

##### (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書



## 【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類

## (4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

## 4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

## 5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

## 7 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

## (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

## 8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消



す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月25日総代会議決）を認可した。

令和4年5月24日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 壱岐土地改良区  
認可年月日 令和4年5月13日

土地改良区の役員就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、調川土地改良区から次のとおり役員就退任の届出があった。

令和4年5月24日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
宮 崎 義 宣	松浦市調川町平尾免1257番地	宮 崎 義 宣	松浦市調川町平尾免1257番地
鮎 川 保 雄	松浦市調川町白井免299番地	萩 原 康 男	松浦市調川町松山田免1691番地
山 本 豊 和	松浦市御厨町前田免599番地2	鮎 川 保 雄	松浦市調川町白井免299番地
久保川 満	松浦市調川町中免162番地1	久保川 満	松浦市調川町中免162番地1
吉 田 登	松浦市調川町上免578番地	山 本 孝 志	松浦市調川町上免560番地3
森 川 新 二	松浦市調川町下免1380番地2	永 田 弘	松浦市調川町下免1414番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
山 本 義 信	松浦市調川町松山田免1160番地	丸 田 義 秋	松浦市調川町平尾免1157番地の10
丸 田 義 秋	松浦市調川町平尾免1157番地の10	熊 本 澄 男	松浦市調川町松山田免1136番地
吉 永 馨	松浦市調川町上免214番地2	吉 永 馨	松浦市調川町上免214番地2

**土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和4年5月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和4年5月24日から令和4年6月6日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 長崎振興局建設部砂防課、長崎市役所土木部土木防災課、長崎市南総合事務所地域整備課、伊王島開発総合センター、高島ふれあいセンター、長崎市北総合事務所地域整備課、池島開発総合センター
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類  
(1) 長崎市伊王島町、高島町、池島町  
急傾斜地の崩壊
- 4 意見書の提出  
(1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。  
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。  
(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。  
(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき長崎市長に意見聴取を求める際に添付する。  
(4) 提出先  
〒852-8134 長崎市大橋町11-1  
長崎振興局建設部砂防課

**土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和4年5月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和4年5月24日から令和4年6月6日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 長崎振興局建設部砂防課、長崎市役所土木部土木防災課、長崎市北総合事務所地域整備課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類  
(1) 長崎市多良良町  
土石流
- 4 意見書の提出  
(1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。  
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

- (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき長崎市長に意見聴取を求める際に添付する。
- (4) 提出先  
〒852-8134 長崎市大橋町11-1  
長崎振興局建設部砂防課

### 一般競争入札の実施（公告）

警察用船舶の船舶定期検査等整備について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年5月24日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
警察用船舶「ひらど」船舶定期検査等整備
- (2) 整備の内容  
警察用船舶「ひらど」船舶定期検査等整備仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間  
令和4年7月11日から令和4年8月26日まで（47日間）
- (4) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和4年長崎県告示363号）に示した入札の参加審査を受け、船舶修理に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和4年6月7日（火）午後5時00分

#### 4 入札参加条件

- (1) 当該整備の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。

- (2) 当該整備の「仕様書」の内容の全部又は主体部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者
- (3) 当該整備については、日本国内において実施すること。
- 5 当該整備契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
(名称) 長崎県警察本部警務部会計課 (契約係)  
(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号  
(電話) 095-820-0110 内線2234
- 6 現場説明会  
(1) 令和4年5月30日(月) 午後1時30分  
(2) 長崎市元船町9番 元船棧橋
- 7 契約条項を示す場所  
5の部局等とする。
- 8 入札説明書の交付方法  
(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
(2) 入札説明書の配布期間は、この公告の日から令和4年7月4日(月) 午後5時00分まで(県の休日を除く。)とする。  
(3) 入札説明書の配布場所は、5の部局等とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等  
(1) 場所 長崎県警察本部3階会議室  
(2) 期日 令和4年7月5日(火) 午後1時30分開始  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 郵送による場合の入札書の受領期限等  
(1) 受領期限 令和4年7月4日(月) 午後5時00分必着  
(2) 提出先 長崎県警察本部警務部会計課契約係  
(3) その他 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 12 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合  
(2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 13 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 14 入札の無効



次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 落札決定の取消

- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続きの停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 18 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Police vessel 'HIRADO' periodical inspection 1set
- (2) Fulfillment Period:  
July 11, 2022 through August 26, 2022
- (3) Time-limit for the submission of tender:  
5:00 pm. July 4, 2022
- (4) Date and time for the opening of tender:  
1:30 pm. July 5, 2022
- (5) Contact point for the notice:  
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan

Finance Division  
Police Administration Department  
Nagasaki Prefectural Police  
Tel 095-820-0110 ext 2234

## 雑 報

### 一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）への研究室等移転業務委託について制限付一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年5月24日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 業務の名称

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）への研究室等移転業務

##### (2) 委託業務の特質等

入札説明書等による。

##### (3) 履行期間

契約日から令和4年11月30日まで

##### (4) 業務場所

長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1）

##### (5) 入札の方法

前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

##### (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

##### (2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

##### (3) この公告の前日において県内企業（長崎県内に本店が登記されている企業及び長崎県内に店舗等を保有して営業している個人をいう。）であること。又は、この公告の前日において県外企業（登記簿上、本社の住所が長崎県外になっている企業をいう。）であっても、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。

##### (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

##### (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和4年6月1日（水）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。

#### 4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できるものであること。



- 5 当該業務を担当する部局  
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1  
(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ  
(電話) 095-813-5500 (FAX) 095-813-5220
- 6 入札説明書の交付期間及び場所  
(期間) この公告の日から令和4年6月1日(水)17時00分までの間(大学の休日を除く。)  
(場所) 5の部局とする。  
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。)  
(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 8 入札・開札の場所及び期日等  
(期日) 令和4年6月7日(火) 10時30分開始  
(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室  
入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 9 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
徴収しない。  
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
  - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
  - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 業務が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
  - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一  
二一一  
四一

印刷所  
長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺田  
クック  
プリン  
宏  
弥ト